

彩の国の鎌倉をめぐるバスツアー業務委託企画提案に関する質問への回答

質問項目	質問内容	回答
仕様書4(2)ア	企画が20本でいいのか(この場合催行は20本以下)。それとも催行を20本以上出さないといけないのか。	仕様書上、20本以上企画、催行することとしておりますので、最低でも20本催行していただきます。
仕様書4(2)カ	埼玉県として具体的に希望する発着県はあるのか。	特に希望はありません。ご提案いただくこととなります。
仕様書6(6)	ツアーを催行することで、当社が得られた収益を仮に2,000千円と仮定し、契約金額が総額1,650千円だった場合、差額350千円分は、契約金額を超えての収入となるため、埼玉県に返還という認識で大丈夫か。 ※契約金額には、ツアー催行をするための事務費用が含まれているとする。	返還は必要ありません。 こちらの記載に関しては、契約候補者の決定後に仕様書を修正の上、契約を締結する予定です。
仕様書6(9)	バスツアー参加者から費用の収受は可能か。	可能としますが、金額については県と協議の上決定することとします。
仕様書6(9)	各市町村独自の旅行促進事業助成金は併用できるか。 具体例 行田市・貸切バスによる団体型旅行促進事業助成金	併用可とします。 ただし、県が実施する「多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業(旅行商品造成支援)」とは併用不可とします。